

下水道工事の施工条件明示に関する調査研究

全体期間

2002.12～2003.3

1. 業務の目的

下水道工事は、一般的に市街地で現地屋外での工事であり、また、単品・注文生産方式の地下工事であることから、工事現場の数々の制約条件（社会的条件、施工条件、周辺環境条件）を受けて施工される。このような施工条件下で工事施工の適正な執行を図るためには、発注時点で設計・積算の条件を契約図書で明らかにし、施工者に周知することが重要である。

については、国土交通省が昭和60年1月、平成3年1月および平成14年3月に、施工条件の明示項目・範囲について共通的な事項をとりまとめ、国および地方公共団体に通知をした。

下水道管渠工事については、市街地の道路下に布設するため、多様な制約を受け施工されることから、平成7年12月「下水道管渠工事の施工条件明示の手引き（案）」を策定し、公共団体に周知を図った。

その手引きは既に7年の年月が経過し、その間、入札契約制度の改革、積算基準の公表はもとより設計材料単価、設計労務単価の公表、さらには、入札予定価格・積算内訳書の公表など、入札契約制度や設計・積算を取り巻く環境は大きく変化した。

こうした下水道事業を取り巻く環境の変化に対応させるべく、平成7年12月に策定した「下水道管渠工事の施工条件明示の手引き（案）」をこのたび見直すこととした。

2. 施工条件明示の手引き（案）の改訂方針

このたびの施工条件明示の手引き（案）の改訂方針は、これまでの管渠工事のみから下水道土木工事全般に適用できるよう、次のとおり改訂する。

- ① 新土木積算大系、一般土木の通達・関連基準および各自治体の実態、建設業界の要望等を反映させる。
- ② 下水道管渠工事のみでなく、処理場・ポンプ場の土木工事にも適用できる手引きとする。
- ③ 契約図書における条件明示の位置付けを明確にし、わかりやすく、使いやすい手引きとする。

3. 調査項目・スケジュール

今回、各自治体に、条件明示の実態を把握するため、①指定・任意仮設の範囲はどこまでか、②条件明示はどんな項目・内容およびどんな記載方法を明示しているか、③請負業者がどんな明示項目・内容、記載方法を要望しているか、といった観点から調査した。

この調査結果に基づき、当助下水道新技術推進機構に設置した「下水道設計システム検討委員会」において、下記のスケジュールで検討することとしている。

見直しスケジュール

検討項目・内容	平成14年度			平成15年度			
	1月	2月	3月	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
1. 実態調査（各自治体が項目・内容、記載方法）							
2. 項目別に集計・整理							
3. 改訂案策定							
4. 意見徴収（自治体、建設業）							
5. 最終案策定・通知							

(1) 調査票（契約図書）提出件数

調査票（契約図書）の提出依頼は、各都道府県、政令指定都市に各4工事依頼した。

集計件数

工事種別	開削工事	推進工事	シールド工事	処理場・ポンプ場	計
工事件数	129	139	80	17	365

※（注）処理場・ポンプ場工事は、政令指定都市および下水道事業団のみ提出依頼

4. まとめ

本来、施工条件明示は、仕様、規格等の構造的要件、および施工時間帯、騒音・振動規制、他事業との調整等の社会的規制条件のみを明示し、他の仮設、施工方法は任意とし請負者の技術力に任せ施工するのが望ましい。

請負者の技術力が発揮できることを基本に、仮設、施工方法の指定・任意仮設の範囲を区分し、その上で、実態調査の結果を基に施工条件明示の項目・内容、記載方法等の改定案を作成し、発注者（自治体）および施工者（請負者）の意見を広く求め、議論を重ねまとめることとしている。

共同研究者：国土交通省都市・地域整備局下水道部、財団法人下水道新技術推進機構
研究担当者：企画部 鈴木 茂、稲毛 順二

キーワード

施工条件、条件明示、指定・任意仮設